

長野県景観育成計画（現行計画）の基準

(1) 一般地域の基準

現在本市は全域が、長野県景観条例に基づく県の景観計画『長野県景観育成計画』の計画対象となっており、同計画では「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」として、良好な景観を育成する基準を下表のように定めています。

骨子案における エリア区分との対応 → まちなかエリア 全エリアの一部沿道 田園・山麓エリア 里山エリア 田園・山麓エリア 里山エリア				
区分	都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
配置	(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 (イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。 (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 (エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。	(ア) 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。 (イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	(ア) 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。
				(イ) 地形の高低差を生かして周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
規模	(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。 (イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	(ア) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。	(ア) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	(ア) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
形態・意匠	(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 (イ) 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 (ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。	(ア) 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 (ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。	(ア) 背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態とすること。 (ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。	(ア) 周辺の山並みと調和する形態とすること。 (ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。
材料	(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 (イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	(ア) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	(ア) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。	

区分	都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 (イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 (ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
敷地の緑化	(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 (イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 (エ) 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	(イ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとすること。		
(2) 土地の形質の変更				
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 (イ) 拥壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 (ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。		
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採				
採取等の方法、採取等後の緑化等	(ア) 周辺からは目立ちにくく、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 (イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵				
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 (イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。			
(5) 屋外における広告物の表示又は掲出				
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。			
規模・形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。			
特定外観意匠	材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。		・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。
	色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。		・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。
		・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。		

(2) 景観育成重点地域の基準

また本市には、県の景観計画に基づき、特に重点的に景観の育成を図る景観育成重点地域として、「国道147号・148号沿道景観育成重点地域」が指定され、一般地域の基準とは別に、下表のような基準が定められています。

※赤字は一般地域と異なる基準

区分	都市（用途地域内）	沿道（用途地域外）
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更		
配置	(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。
	(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	(イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
	(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。	
	(エ) 北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	(エ) 北アルプス、仁科三湖や田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
	(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。	
規模	(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。	
	(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	(イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。
形態・意匠	(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	
	(イ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの形成にも努めること。	(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。
	(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。	
	(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	
	(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	
	(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいや、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。	
	(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。	
	(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。	
材料	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材を極力しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。
	(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用的色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。
	(ウ) 照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。	(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。
	(エ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
敷地の緑化	(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	
	(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	
	(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくくように周囲の緑化に努めること。	
	(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	
(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。		

区分	都市（用途地域内）	沿道
(2) 土地の形質の変更		
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>(ア) 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 拥壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p> <p>(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないように努めること。</p>	<p>(イ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。</p>
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採		
採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>(ア) 周辺からは目立ちにくく、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>	
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵		
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽などを用いて周辺の景観に調和するよう努めること。</p>	
(5) 屋外における広告物の表示又は掲出		
特定外観意匠	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
	規模・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。